

資料 2

令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

三 活 第 号
令和2年7月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

広島県三原市港町三丁目5番1号
三原市地域公共交通活性化協議会
会 長 野 原 建 一 ㊟

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書（案）

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和2年7月 日

(計画期間) 令和3年度から令和5年度

(名称) 三原市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
三原市 地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>三原市の公共交通は鉄道や路線バスをはじめ、市内6地域で運行する地域コミュニティ交通や定期航路など、各種の地域公共交通が市民生活を支えています。(別紙「三原市公共交通体系図参照」)</p> <p>本市では、平成27年3月に「三原市地域公共交通網形成計画」(以下「第1期計画」)を策定し、市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築を基本理念に、具体的な施策や事業に取り組んできました。</p> <p>一方で、従前から続く市の人口減少・高齢化は一層進行し、更には交通事業者の乗務員不足が運行サービス維持を阻害するまでに深刻化しているなど、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。</p> <p>こうした状況の中、第1期計画の計画期間が平成31年度で満了となるため、令和2年3月に令和2年度から5ヵ年を計画期間とする「第2期三原市地域公共交通網形成計画」(以下「第2期計画」)を策定しました。</p> <p>第2期計画では、これまで推進してきた第1期計画の基本的な考え方を踏襲するとともに、将来の本市の姿を見据えた持続可能な地域公共交通体系の形成を図ることにより、市民生活の利便性と福祉の向上に資することを目的に、取り組みを行っていきます。</p> <p>【本郷地域】 【申請番号(1)～(9)】</p> <p>三原市の南西部に位置する本郷地域においては、中心部にJR本郷駅や三原市役所本郷支所、本郷中央病院などの病院・医院、大規模スーパー等が集中しており、地域住民の日常生活の主要な目的地となっています。</p> <p>本郷地域の公共交通は、JR、民間事業者が運行する路線バス(3路線)の他、三原市が運営主体とした本郷地域の中心部と周辺部を繋ぐ路線定期運行の本郷地域内交通バスを運行していました。</p> <p>しかし、この本郷地域内交通バスの利用状況は収支率4.4%(平成27年度)と低い状況であり、また、第1期計画において、収支率10%未満の地域コミュニティ交通は運行を見直すこととしていることから、地域住民にとって、より利用しやすく、利便性の高い新たな地域コミュニティ交通として、本郷町町内会長連合会が運営する区域運行のデマンド型乗合タクシー(本郷ふれあいタクシー)を導入し、平成28年10月から運行を開始しました。</p>

本郷ふれあいタクシーの導入により、これまで路線バス利用不便地区であった住民（特に高齢者）も利用することが可能となり、地域内での通院や買物などの日常生活の移動や、更には鉄道駅や地域間幹線系統バスとの接続により、地域外への広域的な移動手段も確保することができます。

【久井地域】【申請番号(10)～(14)】

三原市北部地域における公共交通機関であるバス交通は、交通不便地域を中心に身近な交通手段として重要な役割を果たし、特に車の免許を持たない高齢者や高校生にとって唯一の移動手段となっており、通院・通学・買物等の生活に必要な不可欠な交通手段です。中でも久井地域においては、県立久井高等学校の閉校（平成22年3月）や、くい市民病院と公立世羅中央病院の経営統合による、くい市民病院の診療所化（平成23年10月）等により、地域外への交通手段に対するニーズが増加しましたが、同地域には、既存路線バスの利用に不便な集落が広く分布しています。

そのため昭和56年度から久井地域内各地区と公立くい診療所等の医療機関が集積するエリアとの間を運行してきた「久井町へき地患者輸送バス」（通院利用限定・運賃無料）を見直すことで、誰もが利用でき、既存路線バスへの円滑な接続を可能とし、住民の日常生活に必要な地域内交通手段とするため、平成23年10月から「久井ふれあいバス」として実証運行を開始しました。交通不便地域が広く分布する久井地域全体を5地区に分け、公立くい診療所をはじめとする医療機関や小売店が集積するエリアと5地区を結ぶ路線設定とし、週2回運行、1日2便、運行ダイヤは幹線交通である路線バス（2路線3系統）との乗り継ぎの最適化を図りながら、地域内での通院・買い物に便利な時間帯を考慮した設定としました。

この「久井ふれあいバス」に地域公共交通確保維持事業を活用することで、路線バス利用不便地区における交通手段の確保を図りつつ、効率的で持続可能な地域内交通を維持していく必要があります。平成24年度から同事業の適用を受けています。

「久井ふれあいバス」の運行路線（地区別5路線）

小林・山中野・土取地区	月・水曜日運行
坂井原・下津地区	火・木曜日運行
羽倉地区	水・金曜日運行
泉・和草地区	火・木曜日運行
吉田・荻原地区	月・金曜日運行

【八幡地域】【申請番号(15)】

三原市の東部中央に位置する八幡地域では、少子高齢化が進行しており、高齢化率は40%（H27国勢調査）と高く、今後更に上昇するものと見込まれます。

地域内には商店やスーパー、病院などはなく、住民は買い物や通院等のため、三原市内や隣接する尾道市御調町へ出かけています。

八幡地域の公共交通は、民間事業者が運行する路線バス（3路線）が運行していましたが、そのうち八幡町と尾道市御調町を連絡する唯一の路線である御調線は長年利用者が少なく、平成29年度の収支率は7.1%と低い状況で、運行するバス事業者は廃止したい意向でした。また、第1期計画においても、収支率20%未満の系統については、廃止もやむを得ないものとしており、系統の廃止により交通空白地区となる地域においては、住民主導の地域コミュニティ交通導入を検討することとしています。

上記の状況から、路線バスに替わる町内会組織が運営する地域コミュニティ交通の導入について、町内会、尾道市及び運行事業者と検討を進めた結果、八幡町内会が運営する区域運行型のデマンド型乗合タクシー（八幡町民タクシーさくら号）を導入し、平成30年10月から運行を開始しました。

八幡町民タクシーさくら号の導入により、全ての地域住民が利用可能となり、隣接市への通院や買物などの日常生活の移動や、更には地域間幹線系統バスとの接続により、三原市中心部への移動手段も確保することができます。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【本郷地域】 【申請番号(1)～(9)】

「本郷ふれあいタクシー」年度別（4月～3月）利用実績

区分	利用者数	運行日数	1日平均利用者数	収支率
平成28年度 (10月～3月)	1,738人	71日	24.5人	6.8%
平成29年度	5,328人	143日	37.3人	13.2%
平成30年度	5,868人	135日	43.5人	14.9%
平成31年度	6,689人	141日	47.4人	16.5%

平成28年10月の運行開始から利用者は年々増加傾向にありますが、増加幅は小さくなっていることから、令和3～5年の3年度については、平成31年度実績値を上回ることを目指し、1日平均利用者数48人以上を目標とします。

また、1日平均48人が利用した場合、令和2年度の運行事業費の見込みから、収支率15.9%以上（優待乗車補填金相当額を含む）確保できると推計し、併せて目標設定します。

1日平均利用者数及び収支率の目標値については、今後の事業費や利用実績に応じて、適宜見直しを行い設定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成31年度実績
利用者数／1日	48人以上	48人以上	48人以上	47.4人
収支率	15.9%以上	15.9%以上	15.9%以上	16.5%

※全系統での目標値

※本郷ふれあいタクシー事業費見込（令和2年度）：13,400,000円

運賃収入：48人（1日平均利用者数）×300円（1乗車）×148日（運行予定日数）＝2,131,200円

収支率：2,131,200円／13,400,000円≒15.9%

【久井地域】 【申請番号(10)～(14)】

「久井ふれあいバス」年度別（4月～3月）利用実績

区分	利用者数	運行日数	1日平均利用者数	収支率
平成23年度 (10月～3月)	2,319人	120日	19.3人	16.8%
平成24年度	4,810人	245日	19.6人	15.6%
平成25年度	4,709人	244日	19.3人	15.6%
平成26年度	4,352人	244日	17.8人	15.8%
平成27年度	3,845人	243日	15.8人	13.7%
平成28年度	3,316人	243日	13.6人	11.3%
平成29年度	3,392人	244日	13.9人	11.3%
平成30年度	2,883人	244日	11.8人	9.5%
平成31年度	2,216人	240日	9.2人	7.4%

平成25年度以降、久井ふれあいバスの利用者が年々減少していくなか、平成29年度はダイヤの見直しなど利用者増加に向けた取組みの成果もあり、わずかですが利用者は増加しましたが、平成30年度からは更に減少に転じました。

また、第1期計画から地域コミュニティ交通の運行継続基準を収支率10%以上と定めていますが、平成30年度からは下回っています。

これまでは、更なる利用者の減少を食い止め、現在のサービス水準を維持することを目指し、直近年度の1日平均利用者数の利用実績値を維持することを目標に設定していましたが、令和3～5年の3年度については、地域コミュニティ交通の運行継続基準となる収支率10%以上を確保することを目標とします。

また、平成31年度の事業費実績から、収支率10%以上（優待乗車補填金相当額を含む）を確保するためには、1日平均13人以上の利用者が必要と推計し、目標値を設定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成31年度実績
収支率	10%以上	10%以上	10%以上	7.4%
利用者数／1日	13人以上	13人以上	13人以上	9.2人

※全路線での目標値

※久井ふれあいバス事業費実績（平成 31 年度）：5,994,331 円

収支率 10%：599,433 円（事業費×10%）

1 日平均利用者数：599,433 円／200 円（1 乗車）／240 日（運行日数）＝12.5 人≒13 人

【八幡地域】 【申請番号(15)】

「八幡町民タクシーさくら号」年度別（4 月～3 月）利用実績

区分	利用者数	運行日数	1 日平均利用者数	収支率
平成 30 年度 (10 月～3 月)	432 人	71 日	6.1 人	6.2%
平成 31 年度	1,159 人	143 日	8.1 人	8.7%

平成 30 年 10 月に運行開始した八幡町民タクシーさくら号の利用者は増加傾向にあることから、令和 3～5 年の 3 年度については、第 2 期計画で定める地域コミュニティ交通運行継続基準の収支率 10%以上を確保することを目標とします。

また、令和 2 年度の事業費見込から、収支率 10%以上（優待乗車補填金相当額を含む）を確保するためには、1 日平均 10 人以上の利用者が必要と推計し、目標値を設定します。

収支率及び 1 日平均利用者数の目標値については、今後の事業費や利用実績に応じて、適宜見直しを行い設定します。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	平成 31 年度実績
収支率	10%以上	10%以上	10%以上	8.7%
利用者数／1 日	10 人以上	10 人以上	10 人以上	8.1 人

※八幡町民タクシーさくら号事業費見込（令和 2 年度）：4,363,000 円

収支率 10%：436,300 円（事業費見込×10%）

1 日平均利用者数：436,300 円／300 円（1 乗車）／148 日（運行予定日数）＝9.8 人
≒10 人

(2) 事業の効果

【本郷地域】 【申請番号(1)～(9)】

区域運行（デマンド型乗合タクシー）の導入により、これまで路線バス利用不便地区であった住民も利用することが可能となり、特に高齢者を中心とした日常生活に必要な移動手段を確保することができます。

また、地域間幹線系統の三原本郷循環線（芸陽バス）との接続により、市内中心部への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加、地域の活性化に繋がります。

【久井地域】 【申請番号(10)～(14)】

久井地域内交通 5 路線を維持・確保することで、バス利用不便集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保されます。

また、地域間幹線系統甲山・三原線（中国バス）との接続により、市内中心部への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加、地域の活性化に繋がります。

【八幡地域】 【申請番号(15)】

区域運行（デマンド型乗合タクシー）の導入により、全ての地域住民が利用可能となり、特に高齢者を中心とした日常生活に必要な移動手段を確保することができます。

また、地域間幹線系統甲山・三原線（中国バス）との接続により、市内中心部への移動手段の確保、高齢者の外出促進、地域住民の活動機会の増加、地域の活性化に繋がります。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【本郷地域】 【申請番号(1)～(9)】

運行状況を検証し、運営主体の本郷町町内会長連合会及び運行を担うタクシー事業者と意見交換や協議等を実施するとともに、各地域の集まりでの利用の呼びかけや地域住民へ利用の方法や状況等を情報提供するなど、各種普及・利用促進の取組みを行う。

【久井地域】 【申請番号(10)～(14)】

運行状況について検証するとともに、地域関係者との意見交換の実施や利用者のニーズ把握に努め、必要に応じて運行内容の見直しなど利用促進策を検討、実施する。

【八幡地域】 【申請番号(15)】

運行状況を検証し、運営主体の八幡町内会及び運行を担うタクシー事業者と意見交換や協議等を実施するとともに、地域の集まりでの利用の呼びかけや地域住民へ利用の方法や状況等を情報提供するなど、各種普及・利用促進の取組みを行う。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

○地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」添付

○運行の態様

【本郷地域】 【申請番号(1)～(9)】

- ①事業者名 双葉運輸(株) 双葉タクシー
(株)エフ・ジー 本郷タクシー
おかの交通(株) やっさタクシー

②運行系統図 資料「1-1」参照

- 船木路線 [発地] 免開集会所前 [着地] マックスバリュ
北方路線 [発地] 本谷集会所前 [着地] 本郷駅
南方路線 [発地] 日名内下集会所前 [着地] 本郷駅

③運行ダイヤ・運行日・利用方法等 資料「1-2」参照

12便/日

運行日：月曜日、水曜日、金曜日（運行日が祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）

④運行路線

事業者は1ヶ月ごとに運行する路線を交代する。

- 双葉運輸(株) 船木路線 10月、1月、4月、7月
北方路線 11月、2月、5月、8月
南方路線 12月、3月、6月、9月

- (株)エフ・ジー 船木路線 12月, 3月, 6月, 9月
 北方路線 10月, 1月, 4月, 7月
 南方路線 11月, 2月, 5月, 8月
- おかの交通(株) 船木路線 11月, 2月, 5月, 8月
 北方路線 12月, 3月, 6月, 9月
 南方路線 10月, 1月, 4月, 7月

○運行予定者の選定について

本郷町内に営業所を有するタクシー事業者のうち、運行の意向があった者の中から、十分な運行の安全性（事業者実績、行政処分の状況、重大事故の発生状況）、運行管理体制、運行車両の保有状況、運転者の指導教育体制、利用者への情報提供、苦情対応体制、事故等の緊急時の処理体制選任計画安全運行などを総合的に判断して選定しました。

【久井地域】 【申請番号(10)～(14)】

- ①事業者名 三原市
- ②運行予定の路線図及び時刻表 資料「2-1」、資料「2-2」参照
- ③運行予定期間 令和2年10月1日～平日運行（祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
- ④運賃
 1乗車200円, 敬老優待：100円, 障害者優待：無料, 通院目的：無料
- ⑤運行系統キロ

小林・山中野・土取線	[往路] 20.0キロ	[復路] 19.9キロ
坂井原・下津線	[往路] 21.7キロ	[復路] 22.3キロ
羽倉線	[往路] 21.3キロ	[復路] 21.3キロ
泉・和草線	[往路] 14.4キロ	[復路] 14.5キロ
吉田・苧原線	[往路] 18.7キロ	[復路] 19.5キロ

○運行予定者の選定について

当地域ではバス・タクシー事業者による十分な輸送サービスが提供できないため、これまでの輸送実績、地域のニーズに沿った運行、運行の安全性（事業者実績、行政処分の状況、重大事故の発生状況、運行管理体制、久井地域内に営業所を有すること、運転者の教育体制、利用者への情報提供、苦情対応体制、事故等の緊急時の処理体制選任計画安全運行など）を総合的に判断して選定しました。

【八幡地域】 【申請番号(15)】

- ①事業者名 (有)久井交通
- ②運行系統図 資料「3-1」参照
 [発地] 八幡町コミュニティホーム [着地] みつぎ総合病院
- ③運行ダイヤ・運行日・利用方法等 資料「3-2」参照
 11便/日

運行日：月曜日、水曜日、金曜日（運行日が祝日、年末年始（12/29～1/3）は運休）

○運行予定者の選定について

当地域には営業所を有するタクシー事業者がないため、当地域から比較的近い場所に営業所を有するタクシー事業者のうち、運行の意向があった者の中から、十分な運行の安全性（事業者実績、行政処分の状況、重大事故の発生状況）、運行管理体制、運行車両の保有状況、運転者の指導教育体制、利用者への情報提供、苦情対応体制、事故等の緊急時の処理体制選任計画安全運行などを総合的に判断して選定しました。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

【本郷地域】 【申請番号(1)～(9)】

運営主体の本郷町町内会長連合会が運行を委託するため、委託料相当額を市から本郷町町内会長連合会へ補助金を交付する。

【久井地域】 【申請番号(10)～(14)】

市が運行を委託するため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を委託料として市が負担する。

【八幡地域】 【申請番号(15)】

運営主体の八幡町内会が運行を委託するため、委託料相当額を市から八幡町内会へ補助金を交付する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

三原市地域公共交通活性化協議会

補助金交付要綱第8条第3項第二号の2に定める書類を添付

(添付書類)

- ・協議会が補助対象事業者になることの協議会協議結果が確認できる書類
令和2年度第1回三原市地域公共交通活性化協議会議事録のとおり（別紙1）
- ・国庫補助対象外の系統を含む地域全体の生活交通網が確認できる書類
三原市公共交通体系図のとおり（別紙2）
- ・協議会に係る関係者の役割分担を明らかにした書類
三原市地域公共交通活性化協議会規約（別紙3）及び「19. 協議会メンバーの構成員」のとおり
- ・運送予定者との運行委託契約書等、または運行委託契約等を締結することが確認できる書類
本郷ふれあいタクシー運行業務委託契約書（写）のとおり
久井ふれあいバス運行業務委託契約書（写）のとおり
八幡町民タクシー「さくら号」運行業務委託契約書（写）のとおり
- ・前年度の計画について、利用状況等の測定の結果、結果を踏まえた評価（分析、検証）、評価を基に検討した改善点を記載した書類
平成31年度利用実績報告のとおり（別紙4）

<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</p> <p>○測定の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況の集計，利用者アンケートなど <p>○測定する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支や利用状況の把握（収支率や路線別，運賃支払種別，ダイヤ別などの利用状況の検証） ・利用者増加の取組み（利用者のニーズ把握によるサービス内容の検証） <p>○実施時期，回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況の集計は毎月実施 ・利用状況の把握による検証は年2回，半年毎に実施 ・利用者アンケートなどは必要に応じて，随時実施
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</p> <p>・該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</p> <p>・該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p> <p>・該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性</p> <p>・該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要</p> <p>・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性</p> <p>・該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</p> <p>・該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者</p> <p>・該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）</p> <p>・該当なし</p>

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
・該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
・該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
・該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<p>(記載方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の設立 <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 3 月 18 日 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律，ならびに道路運送法に基づき「三原市地域公共交通活性化協議会」を設立。 ○久井地域内交通実証運行開始までの協議状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年 8 月 26 日 久井町へき地患者輸送車の見直し協議・検討 平成23年11月28日 久井地域内交通手段の協議・検討 平成24年 1 月 26 日 久井地域内交通手段実証運行の利用状況及びアンケート調査結果の報告 ○久井地域内交通実証運行に関する住民説明会等の開催状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年 4 月 25 日 久井地域内交通手段の実証運行に関する打ち合わせ 平成23年 8 月 18 日 久井町自治区連合会説明（久井地域内交通手段） 平成23年 9 月 5 日 久井地域内交通手段運行委託事業者協議 平成23年 9 月 12 日 久井地域内交通手段運行案内文配布 平成23年12月21日 久井地域内交通手段運行案内文配布（2 回目） ○久井地域内交通手段の利用に関するアンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> 調査対象：久井地域に在住の 15 歳以上の市民 2,000 人 調査時期：平成 23 年 12 月 回収状況：配布数 2,000 件，回収数 1,083 件，回収率 54.2% ○平成25年度三原市地域公共交通活性化協議会開催状況 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 平成25年 6 月 20 日 生活交通ネットワーク計画承認 第 2 回 平成25年 9 月 26 日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 久井地域内交通手段運行車両小型化について報告 第 3 回 平成25年12月20日 第 4 回 平成26年 3 月 25 日 ○平成26年度三原市地域公共交通活性化協議会開催状況 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 回 平成26年 5 月 21 日 生活交通ネットワーク計画承認 第 2 回 平成26年 7 月 25 日 経路の一部変更及び駐車場の新設等について協議

- 第 3 回 平成26年10月24日
- 第 4 回 平成26年12月 4 日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議
- 第 5 回 平成27年 3 月10日

○平成27年度三原市地域公共交通活性化協議会開催状況

- 第 1 回 平成27年 6 月17日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
本郷地域内交通の利用実績及び見直し方針について報告
- 第 2 回 平成27年 9 月30日
- 第 3 回 平成27年12月25日 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議
本郷地域内交通の見直しについて報告
- 第 4 回 平成 28 年 3 月 25 日 本郷地域内交通の見直しに係る住民アンケート結果報告

○平成28年度三原市地域公共交通活性化協議会

- 第 1 回 平成28年 6 月28日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
本郷地域への区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入
について合意
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
協議会が補助対象事業者になることについて合意
- 第 2 回 平成28年12月 1 日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議
- 第 3 回 平成 29 年 3 月 27 日 久井地域内交通のダイヤ改正について報告

○平成 29 年度三原市地域公共交通活性化協議会

- 第 1 回 平成29年 7 月12日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
八幡地域コミュニティ交通導入の検討について報告
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
協議会が補助対象事業者になることについて合意
- 第 2 回 平成29年12月20日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
久井ふれあいバス経路の一部変更及び停留所の新設に
ついて協議
地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議
- 第 3 回 平成 30 年 3 月 23 日 八幡地域コミュニティ交通導入の検討状況について報告

○平成 30 年度三原市地域公共交通活性化協議会

- 第 1 回 平成30年 6 月 7 日 地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
八幡地域への区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入
について合意
地域内フィーダー系統確保維持計画承認
協議会が補助対象事業者になることについて合意

第2回	平成30年11月29日	地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議
第3回	平成31年3月20日	
○平成31年度三原市地域公共交通活性化協議会		
第1回	令和元年5月22日	地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 地域内フィーダー系統確保維持計画承認 協議会が補助対象事業者になることについて合意
第2回	令和元年7月31日	
第3回	令和元年10月29日	地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告
第4回	令和元年12月4日	地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を協議
○令和2年度三原市地域公共交通活性化協議会		
第1回	令和2年7月15日	地域公共交通確保維持改善事業の利用状況等の報告 地域内フィーダー系統確保維持計画承認 協議会が補助対象事業者になることについて合意
令和3年度	年4回	開催予定
令和4年度	年4回	開催予定
令和5年度	年4回	開催予定

21. 利用者等の意見の反映状況

【本郷地域】

- 平成27年8月、9月、12月
本郷地域の各町内会長へ見直しに係る説明及び意見交換を実施。
①地域組織が運営主体とした地域コミュニティ交通導入の同意
②区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入の希望
- 平成28年1月
本郷地域の代表者と新たなコミュニティ交通導入協議。
①運行計画案の概要を検討 ②地域住民アンケート項目の検討
- 平成28年2月1日から2月28日 地域住民（船木・北方・南方地域）を対象にアンケートを実施。
①日常生活に伴う行動の把握 ②新しい交通の利用意向等の確認
- 平成28年5月15日から5月29日 地域住民（本郷地域）を対象にアンケートを実施。
①日常生活に伴う行動の把握 ②新しい交通の利用意向等の確認
- 平成28年4月、5月
本郷地域の代表者と新たなコミュニティ交通導入協議
①アンケート結果を基に運行計画案の詳細を検討
- 令和3年～5年の3年度については、利用状況の把握やニーズ調査（運営主体との協議や利用者へのアンケート）を実施し、必要に応じてサービス内容の見直しを適宜行っている

きます。

【久井地域】

○平成23年12月 久井地域に在住の15歳以上2,000人を対象に久井地域内交通手段の周知状況、利用状況、今後の利用状況を調査内容としてアンケートを実施。

＜主な意見（自由記述）＞

①運行回数の増回を望む意見 ②フリー乗降を望む意見 など

○平成24年11月 久井町自治区連合会と運行の改善についての協議を実施。

＜主な意見＞

①ダイヤの改善（復路2便目の前倒し） ②車両小型化（14人乗りワゴン車両）

○平成26年4月 久井町内自治区から経路変更及び駐車場の新設の陳情が提出。

平成26年10月 陳情を受け、一部の経路変更及び駐車場を新設して運行。

○平成26年11月 久井町自治区連合会と現行サービスや要望等に係るヒアリングを実施。

＜主な意見＞

①バス停以外での乗降 ②運行区域の拡大

○平成29年1月 ダイヤ改正に向けた利用実態の聞き取りや運行委託者との協議を実施。

平成29年4月 利用実態にあったダイヤへ改正し運行を開始。

○平成29年11月 民生委員から経路変更の要望。

平成30年2月 要望を受け、一部の経路変更及び停留所を新設して運行。

○平成30年2月、平成31年2月

「福祉ネット久井」と利用状況や今後の地域内交通に対する意見交換。

○令和3年～5年の3年度については、利用者等の要望に応じて、サービス内容の見直しを適宜行っていきます。

【八幡地域】

○平成29年3月 地域住民を対象にアンケートを実施。

①路線バス御調線の利用状況 ②乗合タクシーを導入した場合の利用意向

○平成29年12月、平成30年2月

路線バスに替わり、地域組織が運営する地域コミュニティ交通の導入について、町内会役員及び地域住民と協議・意見交換を実施。

①地域組織が運営主体とした地域コミュニティ交通導入の同意

②区域運行（デマンド型乗合タクシー）導入の希望

○平成30年3月・4月

町内会代表者と区域運行のデマンド型乗合タクシーの導入協議。

①アンケート結果を基に運行計画案の詳細を検討

○平成31年4月

路線バスのダイヤ改正に合わせ、ダイヤを見直し。

○令和3年～5年の3年度については、利用状況の把握やニーズ調査（運営主体との協議や利用者へのアンケート）を実施し、必要に応じてサービス内容の見直しを適宜行っていきます。

22. 協議会メンバーの構成員

構成区分	委員	関係者の役割分担
一般乗合旅客自動車 運送事業者	芸陽バス(株)	運行・学識者や関係 団体からの助言
一般乗用旅客自動車 運送事業者	三原交通(株)	運行・学識者や関係 団体からの助言
一般旅客定期航 路事業者	土生商船(株)	運行・学識者や関係 団体からの助言
住民又は利用者 の代表	高坂町内会 本郷町町内会長連合会 久井町自治区連合会 大和町自治振興連合会	運営・利用促進・モ ニタリング・利用者 からの助言
広島運輸支局長又はそ の指名する者	中国運輸局広島運輸支局	学識者や関係団体か らの助言
一般旅客自動車運送事 業者の事業用自動車の 運転者が組織する団体	日本私鉄労働組合総連合会私鉄中国地方労 働組合芸陽バス支部	運行・学識者や関係 団体からの助言
学識経験を有す る者	県立広島大学名誉教授 独立行政法人国立高等専門学校機構米子工 業高等専門学校教授	利用促進・モニタリ ング・学識者や関係 団体からの助言
各種団体の代表	三原市老人クラブ連合会 みはらウィメンズネットワーク 三原市PTA連合会 三原市社会福祉協議会 三原商工会議所	利用促進・モニタリ ング・学識者や関係 団体からの助言・利 用者からの助言
三原警察署長又はその 指名する者	広島県三原警察署	学識者や関係団体か らの助言
広島県知事又はその 指名する者	広島県	学識者や関係団体か らの助言
三原市長又はその 指名する者	三原市	運営・利用促進・モ ニタリング

※向こう3年間メンバー等の変更予定なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県三原市港町三丁目5番1号

(所 属) 三原市生活環境部生活環境課

(氏 名) 山本 拓

(電 話) 0848-67-6178

(e-mail) seikatsukankyo@city.mihara.lg.jp